

三重県社会福祉法人地域公益活動

みえ福祉の「わ」創造事業

はじめに

社会福祉法人はその設立前から制度のない福祉ニーズに向き合ってきており、これからも地域の生活課題への支援に積極的に取り組むことが期待されています。多くの社会福祉法人は、周囲の地域の課題に応じた取り組みを行っておられますが、県域や市町単位での取り組みが必要な制度の狭間の課題も存在します。

広域にわたる「制度の狭間の課題」については、単独の主体では対応が難しい課題であったり、対応に取り組む主体がなかったりするため、課題が先送りにされがちです。このような「制度の狭間の課題」の県域の課題に対し、社会福祉法人がその持てる力を寄せ合い、社会福祉法人がその本旨として関わっていくことが必要と考え、三重県内の社会福祉法人の連携による地域公益活動を推進することとしました。

平成 28 年 4 月 1 日より三重県社会福祉法人地域公益活動「みえ福祉の『わ』創造事業」を推進していくこととなりました。「みえ福祉の『わ』創造事業」は、「制度の狭間の課題」に、社会福祉法人が力を寄せ合って取り組もうとしているものであり、その成果を広く人々に見えるように示していくことも目指しています。制度の狭間の課題に立ち向かっていくためにも、社会福祉法人全体の取り組みとして周知していくためにも、この事業は多くの社会福祉法人が参画する取り組みであることが重要です。

また、平成 28 年 3 月 31 日に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。社会福祉法の第 24 条第 2 項において、「地域における公益的な取組を実施する責務」が規定され、社会福祉法人がその本旨として行ってきた取り組みが責務として明文化されました。社会福祉法人の積極的な取組の一環として「みえ福祉の『わ』創造事業」へのご参画いただきたいと考えています。

「みえ福祉の『わ』創造事業」は、「制度の狭間の課題」に、社会福祉法人が力を寄せ合って取り組もうとしているものです。社会福祉法人のネットワークで、話し合いながら、調和と親和に満ちた三重県の暮らしを創造していきたいと考えています。皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

I. 取組みの背景

1. 現行の制度では対応できない狭間の生活課題の増加

少子高齢化の進行や雇用形態の変化、核家族や単身世帯の増加などの家族の変容の中で、それまでの地縁的な助け合いは縮小し、特に都市部においてはその傾向が顕著になっています。

地域での孤立やひきこもり、孤独死、貧困・格差、さらには虐待・DV などの様々な社会問題が広がっており、助け合い機能の縮小によって、課題が深刻化、複雑化してから顕在化することが多くなっています。また、こうした課題は、各種制度の対象とならない、いわゆる「制度の狭間」の問題であることが多く、支援が困難となっています。

「制度の狭間」にあって支援を必要とする生活課題に対応するためには、福祉制度の拡充とともに、これまでの制度の枠組みにとどまらない支援が必要となります。

2. 社会福祉法人としての使命

昭和26年の社会福祉事業法(現「社会福祉法」)によって社会福祉法人制度が創設されて以来、社会福祉法人はわが国の社会福祉の充実、発展に大きく寄与してきました。

昨今、社会福祉法人や福祉施設・事業所のあり方については、社会保障制度改革国民会議などの各種会議で議論されており、社会福祉法人の公益性・非営利性などが改めて問われてきました。政府税制調査会でも社会福祉法人課税が検討されましたが、社会福祉法人の公益性や非営利性、その果たしてきた役割に対する指摘などもあり、現時点では課税に至っていませんが、与党の平成28年度税制改正大綱においては、社会福祉法人課税については「関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。(中略)課税のあり方について引き続き検討を行う」と記されており、社会福祉法人に向けられる厳しい意見も多いことから、課税論がいつ再燃してもおかしくない、厳しい状況が続いています。

それらの議論を踏まえ、平成28年3月25日現在、国会審議中の社会福祉法の改正法案(以下「改正法案」という。)において、社会福祉法人には、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化や「地域における公益的な取組を進める責務」が規定されました。

改正法案の第24条第2項において、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」「地域における公益的な取組を実施する責務」と規定されました。これは社会福祉法人がその本旨として、制度の枠を超えて福祉ニーズに向き合うべき存在であることを示しています。

主たる事業である社会福祉事業をしっかりと実施することは社会福祉法人の役割の大前提となりますが、同時に様々な社会生活上の困難を抱える人に対し、これまで取り組んできた社会福祉事業のノウハウを活かした支援に積極的に取り組むことも求められています。

II. みえ福祉の「わ」創造事業の主な取り組み

1. 具体的な支援の開発と実施

既存の制度やサービスでは対応できない困りごとを支援するためのしくみづくりを行います。平成28年度の事業開始当初は、以下の3事業に取り組めます。

①生活困窮者支援緊急食糧提供事業

生活困窮世帯に対し緊急的に食糧(約3週間分)を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建の支援を行います。NPO法人セカンドハーベスト名古屋の協力を得て、市町社協が窓口となり相談支援を行います。

②緊急時物品等支援事業

電気、ガス、水道がストップした生活困窮者など、緊急性の高い支援を要する生活困窮者に物的支援を行い、当該世帯の生活維持及び再建支援を行います。市町社協が窓口となり相談支援を行います。

③生活困窮者就労活動支援事業

生活困窮者の就労活動にかかる交通費を助成し、当該生活困窮者の就労・自立に資するよう支援します。一定の要件のもと、ハローワークや企業面接等に要する交通費を助成します。自立相談支援事業の実施機関で申請書を入手し、市町社協に提出します。

これらの事業に限らず、今後も本事業で行うことが望ましい「制度の狭間の課題」に関する新たな事業の内容、優先度をみえ福祉の「わ」創造事業運営委員会で検討し、実施していきます。

2. 情報発信

本事業の取り組み情報を発信し、活動の啓発推進を図るとともに、広く本事業の周知を図りながら、社会福祉法人への理解を深めてもらうことを目指します。

また、個々の社会福祉法人の取り組みについても「みえる化」にも取り組みます。既存事業を整理しながら、ホームページや広報紙、事例集等で情報を発信します。

3. みえ福祉の「わ」創造事業運営委員会

参画社会福祉法人等の代表者からなる事業運営委員会を設置し、事業全体の企画・運営を行います。基金を利用した新しい事業の検討、取り組むべき事業の優先度の決定、一般向けの広報周知の方法などについて検討します。

委員構成については、高齢、障がい、児童、社協等各種別の法人間のバランスを鑑み20名以内で構成します。委員会は年2回以上開催し、必要があれば別途開催します。また、新しい事業を行う時は、事業内容に応じて関係者に参画いただき、ご意見をいただきながら内容を検討します。

4. みえ福祉の「わ」創造基金の設置

参画社会福祉法人と市町・県社会福祉協議会からの拠出金によって、みえ福祉の「わ」創造基金を設置し、「制度の狭間」の生活課題を抱える方を支援する各事業を実施します。

社会福祉法人からの拠出金については、1口1万円とします。参画法人ごとの拠出金は参画法人の任意の口数とします。基金は県社協の一般会計において、明確に分けて管理します。

基金の管理は、事務局となる三重県社会福祉協議会で行います。この基金の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

みえ福祉の「わ」創造事業の事業実施及び資金収支の状況について、毎年1回以上、事業運営委員会にて報告するとともに、参画法人全員に事業報告及び会計報告を行います。

三重県社会福祉法人公益活動 みえ福祉の「わ」創造事業に関するお問い合わせ先

みえ福祉の「わ」創造事業 事業運営委員会事務局

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 総務企画部

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL 059-227-5145 FAX 059-227-6618 E-mail mienowa@miewel.or.jp

みえ福祉の「わ」創造事業による取組みイメージ（事業スキーム）



